

# 山口県報

令和7年  
12月16日  
(火曜日)

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年十二月十六日

## 山口県規則第六十号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和七年山口県条例第四十七号)の施行期日は、令和七年十二月二十五日とする。

○規則  
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
(人事課) ···

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(人事課) ···

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課) ···

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年十二月十六日

山口県知事 村岡嗣政

## 山口県規則第六十一号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(令和七年山口県条例第四十八号)の施行期日は、令和七年十二月二十五日とする。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年十二月十六日

山口県知事 村岡嗣政

## 山口県規則第五十九号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年山口県条例第四十六号)の施行期日は、令和七年十二月二十五日とする。

令和七年十二月十六日

山口県知事 村岡嗣政

## 山口県規則第六十二号

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

令和七年十二月十六日

山口県知事 村岡嗣政

## 山口県規則第六十三号

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和七年山口県条例第四十九号）の施行期日は、令和七年十二月二十五日とする。

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年十二月十六日

山口県知事 村岡嗣政

### 山口県規則第六十三号

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和七年山口県条例第五十号）の施行期日は、令和七年十二月二十五日とする。